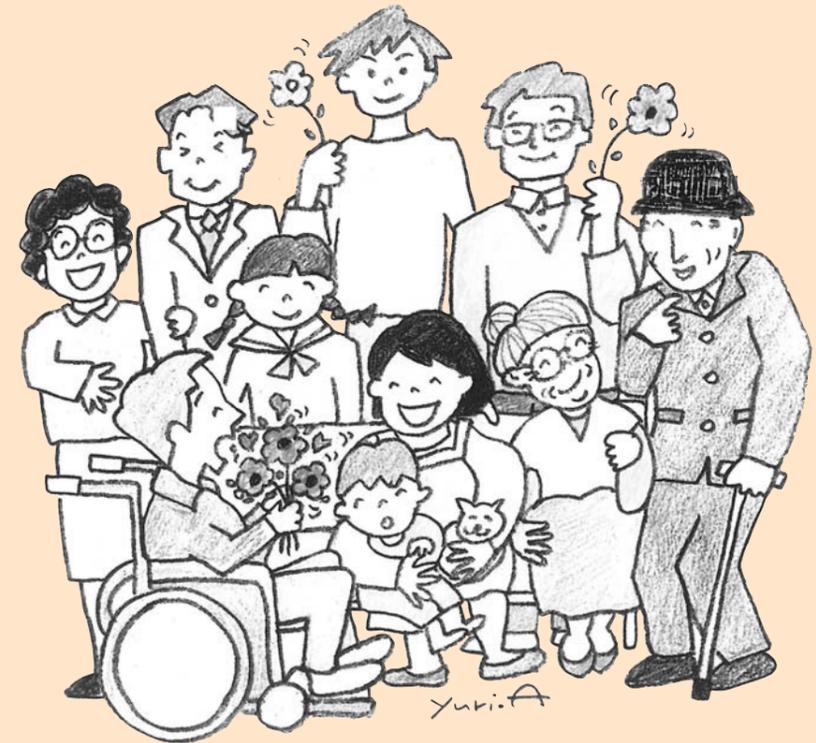


第4次 枚方市地域福祉活動計画

温かさに出会えるまち
～開かれた共生の地域づくり～



平成22(2010)年 5月

社会福祉法人 枚方市社会福祉協議会

発刊にあたって

少子高齢化の進行による高齢社会の到来、核家族化の進行に伴い、地域社会や家庭の状況が変化を続ける中、雇用不安などによる貧困問題や家庭内暴力、児童虐待、自殺者の増加などが新たに社会問題化してきています。

枚方市社会福祉協議会では、昭和62年12月に「枚方市地域福祉計画」、平成7年3月に「第2次枚方市地域福祉計画」を策定し、「福祉コミュニティの構築と発展を基盤とした自治型福祉社会の実現」を目標として、地域福祉の推進に取り組んできました。

さらに、平成17年に「第3次枚方市地域福祉活動計画」を策定し、「市民のための市民の手による市民が安心して暮らせるふくしのまちづくり」をテーマに市民、社会福祉協議会、校区福祉委員会の三者が取り組む行動計画を提示しました。特に、第3次活動計画を推進する過程で、市内すべての校区福祉委員会において、地域の実情に応じた校区地域福祉活動計画が策定され、小地域における地域福祉活動の推進が図られました。

このたび、これまでの計画目標を継承し、活動実績の評価・検証の結果を踏まえ、今日的な地域福祉の課題を視野に入れて、「第4次地域福祉活動計画」を策定いたしました。今回は、だれもが社会的に孤立することのない市民相互の出会い、つながりを基本に、学び合いや支え合いを通じて、一人ひとりの個性を活かしあう「開かれた共生の地域づくり」をテーマとした計画づくりを行いました。

各地域においては、校区福祉委員会がすすめる校区ふくしのまちづくり計画の推進を中心として、より身近な地域で、より多くの市民の参加協力によるきめ細かな活動の展開を図ることをめざします。

そのために、本会といたしましては、枚方市の取り組む地域福祉計画の推進と連携を図り、市民の皆さんが活動をすすめやすい環境づくりや支援を行うとともに、各種の関係機関や団体とのネットワークづくりをすすめることにより「開かれた共生の地域づくり」に全力をあげて取り組む所存ですので、皆様のご支援ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画策定にあたって、ご尽力をいただきました策定委員会委員、並びに関係機関・団体、関係者の皆さまに心からお礼を申し上げます。

平成22（2010）年5月

社会福祉法人 枚方市社会福祉協議会
会 長 高 野 勝

はじめに

枚方市で暮らす人々、枚方市で働く人々、枚方市で学ぶ人々、そうした全ての人々が「温かさに出会えるまち・枚方、開かれた共生の地域・枚方」の実現に積極的に取り組むための「第4次枚方市地域福祉活動計画」が策定されました。活動計画（Action Program）とは文字通り「私たち市民が主体となって活動するための計画」です。

地域福祉のための計画には、これとは別にもう1つ、社会福祉法に基づいた行政計画としての市町村地域福祉計画があります。5年前の前回に引き続き枚方市におきましてもこの度「枚方市地域福祉計画（第2期）」が策定されました。これら2つの計画は互いに尊重しあい、連携しあって枚方市の地域福祉推進に取り組みます。

しかし、何故このように2つの計画が必要なのでしょう。また、これら2つの計画はどのような性格、役割、責任を持っているのでしょうか。

行政計画である「枚方市地域福祉計画（第2期）」は、地域福祉の推進に関して行政が取り組むべき課題、換言すれば行政でなければ取り組めない課題（行政が責任を持つべき課題）を中心にした計画であります。行政はいろいろな権限と責任をもっています。しかし、行政の権限や責任は当然ですが法律で限定されています。行政計画である「枚方市地域福祉計画（第2期）」もその範囲内の計画であります。その主な内容は、多岐に渡る行政サービスを市民の使いやすい効果的なものに再構築することと、道路や公共施設など市民生活に直結した都市基盤のバリアフリー化を推進するということです。

それに対してこの「第4次枚方市地域福祉活動計画」は、地域福祉の推進に関して市民が取り組むべき課題、換言すれば市民でなければ取り組めない課題（市民が責任をもつべき課題）を中心にした計画であります。では、市民でなければ取り組めない課題とは何でしょうか。それは近代市民社会の「私的自治の原則」に基づくものです。この原則のもとで市民としての権利と責任において、主体的、積極的に地域福祉を進めていくための計画が「第4次枚方市地域福祉活動計画」であります。その主な内容は、どんな状況にあっても誰もが社会的に孤立しない「学び合いと助け合いの関係」をつくることです。そのために大事なことは「福祉要求と福祉資源の組織化」であり、その両者がしっかりと向き合う「協議の場づくり」を進めることです。こうした課題は行政課題ではなく、まさに市民的課題であります。

また、現代社会では市民の多くが企業で働き、学校で学んでいます。こうした営みは現代人にとって極めて重要なものですが、それと同様に市民としての家庭や地域での役割も重要です。従って、枚方における全ての職場と学校が、バランスの良い市民生活のために職員や学生・生徒の家庭や地域での役割に十分配慮することも大切です。

さらに、枚方市内には他都市に比べて非常に多くの地域集会施設があります。こうした場を積極的に活用して「地縁型」と「テーマ型」の市民活動が交流することで、市民の、そして地域の福祉力を一層高めていくことも市民の重要な課題です。

こうした市民の役割と責任において地域福祉に主体的、積極的に取り組むための計画が「第4次枚方市地域福祉活動計画」であります。ということで地域福祉推進のためには2つの計画が必要なのです。この点を十分ご理解頂き、「温かさに出会えるまち・枚方、開かれた共生の地域・枚方」をみんなで創っていきましょう。

枚方市地域福祉活動計画策定委員会
委員長 小 國 英 夫

目 次

発刊にあたって

はじめに

I. 計画の基本理念	1
1. 計画の基本テーマ	1
2. テーマの意図	1
II. 第3次 地域福祉活動計画の成果と課題	2
1. モデル「くらわんか校区」の行動計画	2
2. 校区福祉委員会の行動計画	3
(1) 45校区の「校区ふくしのまちづくり計画」のまとめ	3
(2) 校区活動計画を策定した成果と課題	3
3. 社会福祉協議会の行動計画	4
(1) 第3次 地域福祉活動計画「社会福祉協議会の10の行動計画」進行管理まとめ	4
III. 計画の基本的考え方	9
1. 地域福祉とは	9
(1) 「主体は市民」とは	9
(2) 「当事者意識」とは	9
(3) 「すべての人が地域の一員」とは	9
(4) 「社会的役割をもち、文化的に暮らす」とは	10
(5) 「多様な個性が輝く」とは	10
2. 地域の変容を踏まえた計画づくり	10
3. 計画推進における行政と社会福祉協議会との役割	11
(1) 計画推進での役割分担	11
(2) それぞれの特色	12
(3) 枚方市地域福祉計画と地域福祉活動計画を同時に策定する理由	12
(4) 社会福祉協議会と行政との協同のあり方	12
(5) 地域における活動推進組織の位置づけ	13
(6) 市民・行政・産業分野の連携	13
4. 計画推進の目的確認と評価	13
5. 計画策定までの取り組み	14
(1) 策定委員会及び作業委員会の構成	14
(2) 関係機関・団体等との意見交換	14
6. 計画の実施期間	14

IV. 第4次地域福祉活動計画	15
[I] 共生の地域づくり	16
1. 共生の地域づくりの範囲と推進体制	16
2. 小さな出会いの場を多様に設定	17
3. 発見と誘いかけの仕組みづくり	17
4. 共生の地域づくりに幅広く多くの市民が参加できる仕組みづくり	18
5. 「地縁型」と「テーマ型」の市民活動をつなぐ	19
6. 各校区の自主防災会が取り組む災害時の避難支援活動等との連携	19
7. 小地域での福祉・教育等の専門家による出前講座や相談等の活用	20
8. 市民と企業との連携	20
9. 市民参画による情報発信	20
10. 市民のニーズを汲み上げ行政に反映	21
[II] 社会福祉協議会の取り組みについて	22
1. 地域における活動推進	22
2. ボランティアセンターの取り組み	23
3. 地域包括支援センター及び障害者相談支援センターとの連携	25
4. 支援を必要とする市民への取り組み	25
5. 福祉施設・事業所等との連携	26
6. 企業・労働組合等との連携	26
7. 地域福祉活動の推進体制の強化	26
[III] 校区福祉委員会の取り組みについて	28
1. 「校区ふくしのまちづくり計画」の継続・発展	28
2. 小地域ネットワーク活動の推進	28
3. 校区福祉委員会の基盤強化	29
V. 計画の点検、評価方法	30
1. 円卓会議の継続と発展	30
2. 計画の点検・評価	30
 (参考資料)	
・第4次枚方市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	31
・第4次枚方市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	32
・策定委員会・作業委員会の開催状況	33
・校区住民懇談会等の開催状況	34
・第3次地域福祉活動計画の進行管理経過	35
・用語解説	37

I 計画の基本理念

1. 計画の基本テーマ

温かさに出会えるまち ー開かれた共生の地域づくりー

今日の社会・経済情勢のもと、少子高齢化や核家族化の進行、雇用不安による格差と貧困の広がり、また、自殺者の増加などが社会問題となっています。

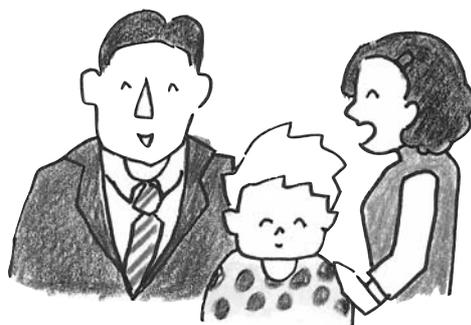
このような状況のなかで、地域社会において、だれもが孤立することなく、人と人とのつながりを持つことができ、市民同士の学び合いと支え合いの中で安心して暮らすことのできる地域づくりが重要となっています。

この計画では、地域福祉活動をすすめるうえで、地域社会において、市民同士の学び合いや支え合いを通じてお互いを活かしあう「共生の地域づくり」をテーマとして活動の計画化を行います。

2. テーマの意図

地域福祉活動計画の目的は、地域の中で人と人が温かく出会い、あいさつを交わし、つながりを育むことのできる風土をつくることであり、限られた集団の中だけではなく、一人ひとりの市民の個性と意思を尊重する「開かれた共生の地域」をつくっていくことにあります。

また、このような地域づくりをすすめる過程において、明らかになる地域のさまざまな福祉ニーズに対する市民主体の取り組みを創り上げていくことが重要です。



Ⅱ 第3次地域福祉活動計画の成果と課題

第3次地域福祉活動計画（ひらかた福祉のまちづくり計画2005）は、平成17（2005）年3月に策定し、計画期間は平成17年度から21年度の5年間となっています。

1. モデル「くらわんか校区」の行動計画

第3次地域福祉活動計画では、公募市民「ふくしのまちづくりプランナー」46人によって、「くらわんか校区」を想定し、モデル計画づくりに取り組みました。

プランナーには、子どもから高齢者まで、小学生、中学生、高校生、大学生、会社員などさまざまな立場の市民が参加し、「理想とする地域」「地域の現実や課題」「行動計画づくり」について話し合い、モデル計画をつくりました。

この取り組みを通じて、プランナーから「それまで、身近な地域活動に参加しなかったが、計画づくりへ参加することがきっかけになって、そこで出会った人たちと自分たちが暮らすまちについて一緒に考え、いろいろなことに気づき、その後の地域へのかかわりや活動参加につながった」「計画づくりそのこと自体が、地域とのつながりをつくり、地域の中で行動を起こすパワーを生み出しました」などの声が聞かれました。

これらのことから、計画づくりの過程に多くの市民が参加すること自体が、すでに地域づくりの始まりであり、その後の活動推進にも活動の担い手として大きな力となることが明らかとなりました。

モデル計画で課題とされたテーマについては、第4次地域福祉活動計画においても引き継いでいきます。

第3次地域福祉活動計画 モデル「くらわんか校区」課題と行動計画

課題1 「場づくり・拠点」	行動1 「誰でも参加できる相互交流の場をつくる」
	行動2 「世話人の養成」
課題2 「組織と人づくり」	行動1 「ファシリテーターの養成」
	行動2 「福祉委員会組織の強化」
	行動3 「市民オンブズパーソンを養成する」
課題3 「胸をはって全国に 誇れる街づくり」	行動1 「街を知る」
	行動2 「人と人のつながり」
課題4 「コミュニケーション」	行動1 「あいさつ運動、そして行動」
	行動2 「男性の地域活動の参加」
課題5 「認めあう・相互発信 できる街をつくるぞ」	行動1 「障害のある人への理解と共感」
	行動2 「会議を民主的にすすめる」
課題6 「地域の情報・相談」	行動1 「効果的な地域情報の発信」
	行動2 「地域の相談窓口の設置」

2. 校区福祉委員会の行動計画

(1) 45校区の「校区ふくしのまちづくり計画」のまとめ

平成15年度から、「校区ふくしのまちづくり計画」策定の取り組みが行われ、平成19年度には45校区すべての校区福祉委員会において、計画の策定が完了しました。

【表1】参照

各校区では、住民アンケート調査や住民懇談会などを通じて、校区内の市民自らが地域の生活や福祉課題を掘り起こして共有し、それぞれの課題の解決に向けた行動計画をつくりました。

(2) 校区活動計画を策定した成果と課題

「校区ふくしのまちづくり計画」は、市民参加と市民主体を基本にして策定され、各校区において、「ふくしのまちづくり」の目標に向かって計画的に地域福祉活動をすすめる基盤が整えられました。

各校区では、福祉課題や生活課題など多岐にわたる課題を明らかにし、具体的で実現可能な計画づくりを行うとともに、地域の実情に応じた活動の推進体制をつくり、関係団体や関係機関との連携を図りながら活動をすすめています。

また、活動計画の策定を通じて各校区では、新たな市民同士のコミュニケーションやつながりが生まれ、新しいニーズの発見や支え合いの活動をすすめることができました。さらに、世代を超えて交流できる拠点の確保や地域活動の担い手の発掘、校区内の団体相互の活動のネットワークがつくられるなど、計画推進の過程で各地

域の実情に応じた成果がありました。

各校区の計画は、策定からおおむね5年間の地域福祉推進の行動指針としました。平成21年度には、計画策定後、推進期間の5年目を迎える校区が12校区あり、これまでの計画の推進状況の確認と評価、そして、今後の活動推進に向けた計画の見直し、新しい課題の解決についての検討を行いました。

【表1】校区ふくしのまちづくり計画の策定状況

	北エリア	中エリア	南エリア	東エリア
平成16年度策定 (12校区)	平野 樟葉北 樟葉南	明倫 磯島 伊加賀	山之上 春日 香陽	菅原東 藤阪 西長尾
平成17年度策定 (11校区)	殿二 殿一 招提	枚方 山田東 交北	桜丘 桜丘北 開成	氷室 津田南
平成18年度策定 (10校区)	小倉 西牧野 船橋	枚二 中宮 山田	香里 五常	長尾 田口山
平成19年度策定 (12校区)	樟葉 牧野 樟葉西	高陵 中宮北	蹉跎 蹉跎西 蹉跎東 東香里 川越	菅原 津田

3. 社会福祉協議会の行動計画

第3次地域福祉活動計画における社会福祉協議会の行動計画の進行管理については、平成17年10月に「ふくしのまちづくり円卓会議」を設置しました。

委員には、社会福祉協議会、校区福祉委員会協議会、民生委員児童委員協議会、ボランティアグループ連絡会、福祉団体連絡会、人権を考える市民の会、ふくしのまちづくりプランナー、学識経験者、行政等の参画を得て、平成21年6月までに11回の会議を開催しました。また、課題別の小委員会を並行して開催し、活動の進行状況についての検討・評価を行うとともに、活動推進に向けた情報交換・意見交換を行いました。この会議において、検討された行動計画の実施状況などについての実績の評価及び次期への課題については、第4次地域福祉活動計画の策定に反映しています。

(1) 第3次地域福祉活動計画「社会福祉協議会の10の行動計画」進行管理まとめ

<行動計画1>

「校区福祉委員会を支援する体制づくりをすすめます」

校区福祉委員会への支援については、市内の全校区福祉委員会で構成された校区福祉委員会協議会の役員会、全体会議、4エリア会議、活動者研修会等を実施し、活動事例の共有を行い各校区の活動推進の活性化を図るとともに、各校区独自の活動計画づくりをすすめるための指定校区懇談会などを通じて、活動支援を行いました。

また、地域福祉リーダーの養成に向けて、校区福祉委員会協議会との連携により、各校区福祉委員会役員・委員を対象とした会長研修会、活動者研修会、会計担当者研修会を開催し、各校区におけるリーダー養成を図りました。また、市立保健センターとの共催で、4つのエリアごとに「いきいきサロン健康づくりサポーター養成講座」を実施し、地域福祉活動の担い手の養成などの取り組みを行いました。

活動においては、特に「子育てサロン」の充実を図ることができ、平成21年度には、44校区において実施されました。

今後、計画策定後5年を迎える各校区において、随時、校区地域福祉活動計画の実施状況のふりかえりを行い、計画の見直しを行います。社会福祉協議会は、今後の活動推進に向けた新たな計画づくりを支援するとともに、地域の中で新しいリーダー、活動の担い手の発掘・確保のために、会議や研修の後に参加者同士の懇談や交流の機会を持ち、活動体験の共有など通じて、次の活動への参加につなぐなどの支援を行います。

(☞P28参照)

<行動計画2>

「ボランティア・市民活動の支援をすすめます」

社会福祉協議会が運営する枚方市ボランティアセンター（ラポールひらかた1階）にボランティアアドバイザーを設置することにより、ボランティア活動に関するきめ細かな相談支援を行うことができるようになりました。

また、ボランティア活動支援に関する各種助成金についての情報提供など、ボランティア・市民活動の支援を行うとともに、市民活動リーダー・ボランティアアドバイザー養成講座の開催やボランティアサロンの運営などを通じて、人づくりの取り組みを行いました。

さらに、ひらかたNPOセンター、北河内ボランティアセンターとの三者会議を開催し、相互の連携を図るとともに、市内6大学、高等学校10校を対象にボランティア

活動推進の啓発ポスターを配布するなどの取り組みを行いました。

今後、団塊の世代、また、子育て世代の人たちの地域活動への参加や児童・生徒のボランティア活動への参加の促進、忙しい人でも参加できるボランティア活動の提案や小学校区ごとに地域福祉活動の担い手となるボランティアの育成と組織化の取り組みの強化を図ります。

(☞P23参照)

<行動計画3>

「情報・人材バンクの構築をすすめます」

ラポールひらかた4階に設置されている福祉図書コーナーでは、市民の情報センターをめざして、「しゃべろう会」、「手話教室」、「点字の木キャンペーン」などの啓発事業や交流・研修事業の充実を行い、来所者数の増加を図ることができました。

また、ボランティアセンターのホームページを開設するとともに、ボランティア活動経験のあるボランティアアドバイザー（市民）によるボランティア活動情報を発信する「アドバイザーニュース」の発行を始めました。

ボランティア活動に関する情報人材バンクの構築については、個人情報の管理及び保護の観点を踏まえ、実現に向けて引き続き研究・検討を行います。

(☞P24参照)

<行動計画4>

「福祉教育を推進します」

市内の各中学校との連携により、シニア体験用具、車いすの貸出を行うことや地域と学校が連携して実施される世代間交流などの取り組みの支援、また、児童・高齢者・障害者施設の協力を得て実施するボランティア体験プログラムによるボランティア体験の推進などを通じて、福祉教育の推進を図りました。

今後も引き続き、市内の福祉施設や教育委員会等の関係部局などと連携を図りながら、各地域において、地域・学校・施設などの連携による福祉学習活動の機会を増やしていきます。

(☞P23参照)

<行動計画5>

「人権を認めあう社会づくりのための取り組みをすすめます」

ひらかた人権協会の構成団体として啓発活動等に参画し、人権社会を実現するネットワークづくりに協力しました。また、社会福祉協議会役員・職員を対象に人権問題に関する研修会を実施し、社会福祉協議会の各種事業が人権を認めあう社会づくりにつながることを念頭に置いて事業推進を行いました。

今後も関係機関の連携により、各地域において、人権を認めあう社会づくりのための学習の機会を増やしていきます。

<行動計画6>

「障害のある人を支援する取り組みをすすめます」

障害のある人の地域生活を支援する取り組みについては、各地域における催しなどを通じて、障害者施設、作業所、グループホームなどと地域との交流が図られつつあり、自治会に加入するグループホームもあります。しかし、一方で交流の少ない地域もあり、また、障害のある人が外出する上で、バリアフリー化が不十分なため活動の場所が限られているなどの現状があります。

地域の中で、障害のある人の自立した暮らしを支援するために市民同士のつながりや支え合いについて、共に考え行動する取り組みを引き続き行います。

(☞P18参照)

<行動計画7>

「超高齢社会をみすえた地域の高齢者組織の支援をすすめます」

各校区のひとり暮らし老人会への支援については、会活動や交流研修会への助成を行うとともに校区福祉委員会による活動支援を行ってきました。

ひとり暮らしの高齢者が地域の中で孤立することのない地域づくりをすすめる上で会活動の継続は重要です。現状において、各会における会員の高齢化やリーダーの担い手の不足などの課題があり、これらの解決を図り活動継続の支援を行っていきます。

(☞P25参照)

<行動計画8>

「社協強化発展計画づくりを行います」

社会福祉協議会は、平成19年3月に「枚方市社会福祉協議会経営戦略プログラム」（計画期間：平成19年度～23年度）を策定しました。計画は「誰もが安心して暮らせるふくしのまちづくり」を基本理念として「事業強化計画」「組織強化計画」「財務強化計画」の3つの柱を立て、計画目標を定めました。平成21年度は、計画期間の中間年を迎え見直しを行いました。

<行動計画9>

「社協職員の資質向上に努めます」

計画の推進に向けて各事業に取り組む社協職員の資質向上のために、大阪府社会福祉協議会職員研修センターが実施する専門研修などに積極的に参加しました。また、平成20年度からは、枚方市と協定を結び、市の実施する職員研修にも参加し職員のスキルアップを図りました。

今後も引き続き職員の研修体制の充実を図ります。

<行動計画10>

「第3次計画の評価と進行管理を市民参加で行います」

計画策定後の平成17年10月に第3次計画の進行管理及び評価を目的に「ふくしのまちづくり円卓会議」を設置し、計画の進行状況の確認・評価を行うとともに課題別の検討を行いました。

※資料：第3次枚方市地域福祉活動計画の進行管理経過（☞P35参照）

Ⅲ 計画の基本的考え方

1. 地域福祉とは

地域福祉とは、すべての市民が当事者意識をもって主体的に協同*し、どんな立場におかれても対等な地域の一員として、社会的役割を持ち文化的に暮らすことができ、かつ多様な個性が輝く地域社会を築き、発展させることをいいます。

(1) 「主体は市民」とは

「主体的である」とは、だれかに押し着せられた考えではなく、自分の意志と感性と経験からつむぎだした考えに基づいて、発言し行動するということです。

「市民」とは、住民としての市民だけでなく、枚方市において働く人、学ぶ人、さまざまな活動する人など、すべての人を市民とよび、本計画では統一して用います。

「主体は市民」とは、地域福祉をすすめるにあたって「問題発見や課題把握、活動計画策定と活動推進の主体は市民一人ひとりである」ということです。

そして、市民一人ひとりが、より良い暮らしと社会をつくるために、いろいろな地域福祉課題について、主体的・意識的に協力しあって、目的を達成しようとする「協同」が求められています。その過程で、市民の主体者としてのパワーを高めていくこと（エンパワメント*）が必要です。

*協同（☞用語解説 P37参照）

*エンパワメント（☞用語解説 P37参照）

(2) 「当事者意識」とは

これまで社会的サービスや支援が必要な人たちを「当事者」と呼んできました。しかし、昨今の社会・経済情勢が地域を大きく変えていき、どんな人も貧困や孤立や生活破綻に追い込まれ当事者になる可能性があります。つまり、市民だれもが当事者と言えます。

このような意味から、市民主体の活動は「支援が必要な人のために何かをしてあげる」ということではなく、すべての市民が地域の課題を共有する当事者であるという意識を持ち、みんなにとって住みよい地域づくりに取り組むことが大切です。

(3) 「すべての人が地域の一員」とは

すべての人が地域社会の一員となるには、すべての人が地域の中で居場所を持ち、役割を持つことができ、一人ひとりの個性を尊重し、孤立したり排除されることがなく包み支え合い、協同することができる地域社会が必要です。

このように、子どもや高齢者、障害のある人など、地域で暮らすすべての人がその地域の一員として、包み支え合う地域づくりをすすめる考え方（ソーシャル・インクルージョン*）を大切にしたい取り組みをすすめます。

* ソーシャル・インクルージョン（☞用語解説 P37参照）

（4）「社会的役割をもち、文化的に暮らす」とは

地域の中で、すべての人が何らかの役割を担っているという実感をもつことができ、生活権、医療権、教育権、労働権、環境権などが保障され、文化芸術、娯楽に接する機会がある文化的な生活を過ごすことができる地域社会が必要です。

（5）「多様な個性が輝く」とは

さまざまな状況の中で暮らす子ども、高齢者、障害のある人、若者など、すべての人がその個性を発揮し、相互に活かしあう地域社会を実現していくことが必要です。

2. 地域の変容を踏まえた計画づくり

地域の状況や生活様式について、現在と昭和35（1960）年ごろを比べてみると、大きく変容しています。

枚方市の人口は、表-2に示すとおり、昭和35年頃は約8万人でした。その後、高度経済成長に伴う大規模な住宅開発などがすすむなか人口の増加が始まり、平成7（1995）年の人口は、当時の5倍を超える約40万人となり、都市化の進行とともに地域の状況や人々の生活様式は大きく変化しました。

表-3の例示は、昭和35年頃と今日の地域の変容について、特徴的な事柄を表したものです。

徒歩で通い買い物ができる近所の商店や市場が少なくなり、車で出かける大型のスーパーマーケットや郊外型の量販店が多くなりました。人と人とのコミュニケーションやさまざまなサービスの利用などは、携帯電話やインターネットの普及などにより、人と人が顔をあわせて話をしなくてもできるようになりました。

また、福祉・保健・医療などのサービスが充実し、きめ細かく専門分化する一方で、地域での人と人とのつながりが希薄になり、生活に必要な情報を得ることができず、サービスを利用できずに地域の中で孤立する市民が増えています。

このように地域の状況や生活環境が変容するなかで、人と人とのつながりや支え合いを基本とした地域福祉活動が重要となっています。

各地域では、住民組織、職域、学校、ボランティアなど、さまざまな市民団体やグループ・個人が活動しています。このような活動が相互に交流し、市民同士が新しい

つながりをつくり、それぞれの市民力を引き出し活かし合うことによって、地域の変容に対応する「共生の地域づくり」を目的とした地域福祉活動計画づくりを行います。

S22 (1947) 年	49,885人
(枚方市市制施行)	
S30 (1955) 年	59,327人
津田町合併	
(S31 中宮団地完成)	
(S33 香里団地入居開始)	
S35 (1960) 年	80,312人
S40 (1965) 年	127,520人
S45 (1970) 年	217,369人
(山之上、殿二校区福祉委員会結成)	
S50 (1975) 年	297,618人
S55 (1980) 年	353,358人
S60 (1985) 年	382,257人
H02 (1990) 年	390,788人
H07 (1995) 年	400,144人
H21 (2009) 年	411,635人

表-2 枚方市の人口の推移

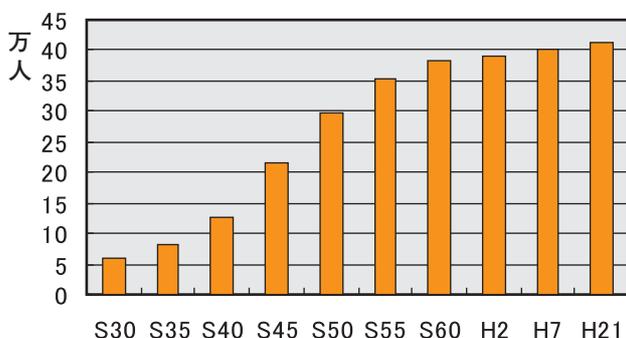


表-3 地域社会の変容

	昭和35 (1960) 年ごろ	平成22 (2010) 年
買 い 物	下駄履きで行く町内のお店	郊外型量販店、コンビニ
日 常 移 動	徒歩、自転車	マイカー
コミュニケーション	井戸端会議、赤ちょうちん	携帯電話、メール
相 談 ご と	世話好きの人、老賢者、和尚	各種相談窓口、カウンセラー
困 り ご と	近所の助け合い	行政サービス
つ な が り の 形	血縁・地縁中心 単属型、同心円型が中心	職縁・学縁・趣味縁・志縁 複属型、ネットワーク型

3. 計画推進における行政と社会福祉協議会との役割

(1) 計画推進での役割分担

行政は、社会的支援を必要とする子どもや障害のある人、介護の必要な高齢者やその家族に公的な福祉サービスを提供します。さらに、就学、就労、保健医療、住環境、まちづくり、移動手段や情報提供、社会参加などに関して、市民活動では対応が困難な課題を把握し、利用者である市民の立場にたち、一人ひとりの市民が安心して暮らせるように、行政サービスを総合的、効果的に提供していく役割があります。

社会福祉協議会は、市民相互のつながりを中心とした支え合い、社会参加や交流の促進などを通じて、共生の地域づくりの推進を行います。特に、福祉的な支援を

必要とする人の孤立を予防し、孤立した市民のつながりの回復に取り組みます。また、市民活動を通じて潜在化した地域福祉のニーズの掘り起こしや課題の発見と共有化をすすめていきます。

(2) それぞれの特色

行政は、各行政課題の実態を把握したうえで、一人ひとりの市民の立場や生活の視点から、市民生活に必要な行政サービスが効果的に提供できる仕組みづくりを行います。

社会福祉協議会は、校区福祉委員会、校区コミュニティ協議会、地域の自治組織、ボランティア活動団体、当事者団体、福祉施設、企業などの民間組織と市民との相互のつながりを基本とした市民主体の地域福祉活動の推進を行います。

(3) 枚方市地域福祉計画と地域福祉活動計画を同時に策定する理由

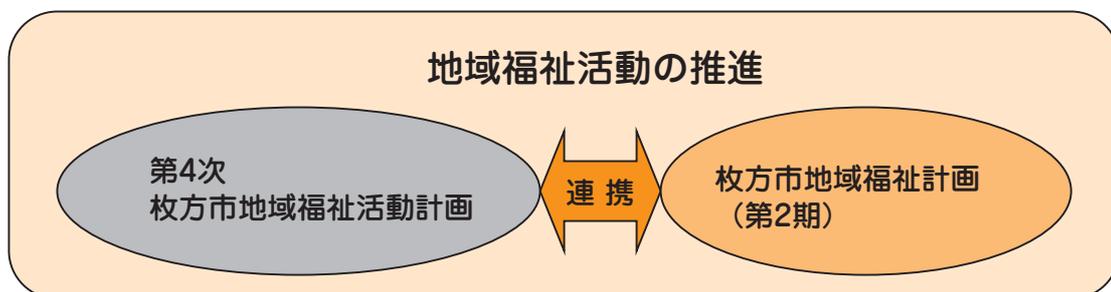
行政が策定する「地域福祉計画」と社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、だれもが孤立することなく、人と人とのつながりを持つことができ、市民同士の学び合いと支え合いの中で安心して暮らすことのできる地域社会の実現をめざしています。

2つの計画が同時期に連携して策定されることによって、行政と社会福祉協議会は、それぞれ固有の役割と責任を明確にし、行政サービスと市民主体の地域福祉活動が各々の特色を活かして、相乗的に機能するように協同して取り組みをすすめていきます。

【図1】参照

具体的には、計画の推進を目的として、地域福祉をテーマとしたセミナーやフォーラムの共同開催などについて検討するとともに、制度の狭間や複合的な課題に取り組むため、行政の相談窓口等と連携し、事例検討などの実施をめざします。

【図1】地域福祉活動計画と地域福祉計画の関係図



(4) 社会福祉協議会と行政との協同のあり方

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において地域福祉の推進を図ることを目的とする民間団体であると規定され、市民や社会福祉を目的とする事業者などの参加による主体的で自立的な組織として、行政との連携を図り、地域福祉活動を推進す

るための環境整備をすすめる役割を担っています。

また、地域福祉活動計画の推進するなかで寄せられる市民の意見を集約して、行政に対して必要な提言や提案を行います。

(5) 地域における活動推進組織の位置づけ

地域において、校区コミュニティ協議会*は、市内の小中学校区を基本に自治会などの各種団体が相互の情報交換や連絡調整などを行う協議会組織です。行政は校区コミュニティ協議会を「地域の窓口」と位置づけ、連携して地域づくりに取り組んでいます。

校区福祉委員会は、社会福祉協議会の内部組織であり、また、校区コミュニティ協議会の構成団体として地域における福祉活動を推進する役割を担っています。その活動については、民生委員・児童委員や地域に組織されている各種団体や市民の協力を得ながら、身近な福祉課題を解決することを目的とした「小地域ネットワーク活動」を中心に行っています。

社会福祉協議会は、各地域において、校区コミュニティ協議会と連絡調整を図りながら、校区福祉委員会が主体的な地域福祉活動を推進できるように支援を行います。

*校区コミュニティ協議会（☞用語解説 P37参照）

(6) 市民・行政・産業分野の連携

地域福祉の推進においては、各地域で活動する企業・事業者などの産業分野の組織・団体にも固有の役割と責任があります。

企業・事業者には、雇用主として、介護や子育てをしている勤労者が安心して働き続けられる職場づくりや学校を卒業して未就労の人や失業者の雇用の創出、高齢者や障害のある人の就労機会の拡充に取り組むなどの社会的な責任があります。

さらに、勤労者が地域活動に参加しやすい職場環境づくりや企業・事業者自体が地域活動に参加することを通じて、地域社会に貢献することが期待されています。

一人ひとりの市民が社会の一員として、共生の地域づくりをすすめるには、市民と行政との関係に、企業や事業者などの産業分野の組織・団体を加えた三者が、それぞれの役割と責任を自覚し、協同することが重要です。

4. 計画推進の目的確認と評価

計画の推進の過程においては、市民一人ひとりが地域づくりについての意識や意欲を高め、市民の中からアイデアが出され、活動が創り出されていくことが求められます。

地域の中で「私たちのまちだから私たちで良くしていきたい」という意識を高め、「地域が目指しているもの」を市民みんなの目標とするには、市民自らが地域の課題や福

社ニーズを掘り起こすとともに、一人ひとりの個性を尊重した取り組みを創り出すことが大切です。

また、「地域を越えた社会問題」、たとえば、少子高齢社会における子育てや介護、貧困問題など、次世代の人たちの幸福を考えて、共生の地域づくりをすすめていくという視点も大切です。

社会福祉協議会は、このように刻々と変化する地域状況の中で、計画の進行状況について定期的に評価し、必要に応じて計画の見直しや修正を行うことで、活動の促進や発展につなげていきます。

第3次地域福祉活動計画においては、「ふくしのまちづくり円卓会議」を開催し、計画の進行管理や評価を行いました。第4次地域福祉活動計画においても、進行管理を目的とした「地域福祉活動計画円卓会議（仮称）」を設置し、計画の評価及び見直し、修正に取り組んでいきます。

5. 計画策定までの取り組み

本計画を策定するために、枚方市地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」）及び作業委員会を設置しました。

(1) 策定委員会及び作業委員会の構成

策定委員会は、枚方市校区福祉委員会協議会、枚方市コミュニティ連絡協議会、枚方市民生委員児童委員協議会、枚方市ボランティアグループ連絡会、枚方市福祉団体連絡会などの関係機関・団体代表と枚方市、社会福祉協議会理事、学識経験者など11名で構成し、6回開催しました。

作業委員会は、学識経験者、社会福祉協議会理事及び事務局職員により構成し、7回開催しました。

(2) 関係機関・団体等との意見交換

本計画の策定の過程において、枚方市校区福祉委員会協議会、枚方市民生委員児童委員協議会、枚方市コミュニティ連絡協議会、枚方市ひとり暮らし老人会連絡会とのヒアリングを行いました。

6. 計画の実施期間

計画期間は平成22（2010）年度から平成26（2014）年度までの5年間とします。

Ⅳ 第4次地域福祉活動計画

この章では、第4次地域福祉活動計画のテーマとなる「共生の地域づくり」のための具体的な計画についてのべます。

第3次地域福祉活動計画では、小学校区を単位とした「校区ふくしのまちづくり計画」の策定を行い、活動を推進してきました。

第4次地域福祉活動計画では、地域での日常生活において、だれも孤立することのないように、人と人、人と情報などのつながりをつくり、学び合いや支え合いを基本とした市民主体の活動をすすめることを課題とし、より身近な地域を範囲としたきめ細かな活動、たとえば自治会を範囲とした活動展開も必要であると考えます。

また、テーマによっては、隣接する複数の小学校区が連携した広域的な取り組みも考えられます。

このように小学校区を計画推進の基本的な範囲としながら、活動の内容によって、その対象範囲や活動体制の組み立てなどを柔軟に考え、計画づくりを行います。

〔Ⅰ〕 共生の地域づくり

1. 共生の地域づくりの範囲と推進体制
2. 小さな出会いの場を多様に設定
3. 発見と誘いかけの仕組みづくり
4. 共生の地域づくりに幅広く多くの市民が参加できる仕組みづくり
5. 「地縁型」と「テーマ型」の市民活動をつなぐ
6. 各校区の自主防災会が取り組む災害時の避難支援活動等との連携
7. 小地域での福祉・教育等の専門家による出前講座や相談等の活用
8. 市民と企業との連携
9. 市民参画による情報発信
10. 市民のニーズを汲み上げ行政に反映

〔Ⅱ〕 社会福祉協議会の取り組みについて

1. 地域における活動推進
2. ボランティアセンターの取り組み
3. 地域包括支援センター及び障害者支援センターとの連携
4. 支援を必要とする市民への取り組み
5. 福祉施設・事業所等との連携
6. 企業・労働組合等との連携
7. 地域福祉活動の推進体制の強化

〔Ⅲ〕 校区福祉委員会の取り組みについて

1. 「校区ふくしのまちづくり計画」の継続・発展
2. 小地域ネットワーク活動の推進
3. 校区福祉委員会の基盤強化

〔I〕 共生の地域づくり

1. 共生の地域づくりの範囲と推進体制

共生の地域づくりをすすめるには、これまで、各地域で福祉活動に取り組んできた「福祉委員」や「福祉ボランティア」などの担い手となる人たちを中心にして、活動の推進体制をより発展させることが必要になります。

小学校区より小さな地域において、きめ細かな活動をすすめるには、より多くの市民が活動の担い手として参画することが重要です。そのためには、従来の「福祉委員」、「福祉ボランティア」などの活動者に協力して、さらに小さな範囲で活動する担い手を募ることも一つの方法です。たとえば、新たに「地域共生推進員（仮称）」を活動の担い手として募り、小さな範囲の活動に参加・協力する仕組みなど、地域の実情に応じた活動推進体制をつくることが考えられます。

各地域における推進体制づくりについては、社会福祉協議会の職員（コミュニティワーカー*）が、必要な情報提供や支援を行います。

*コミュニティワーカー（☞用語解説 P38参照）

(1) すべての市民が共生の地域づくりの担い手です

校区コミュニティ協議会や自治会、校区福祉委員会の役員・委員、各種委員をはじめ、子育て中の親、小・中学校に通う児童・生徒、高校・大学に通う学生、勤労者、介護を必要とする高齢者や障害のある人、また、他の地域から通学・通勤している人など、地域で暮らし、学び、働いている人すべての市民が地域づくりの担い手です。

共生の地域づくりをすすめるには、市民が互いの違いを尊重し、だれもが参加する仕組みをつくる必要があります。そのために、多くの市民が活動の担い手として「参画」することにより、市民自身が地域の問題を発見し、ニーズや活動を組織化する力を獲得することをめざします。

社会福祉協議会は、市民が個性を発揮して、地域づくりの活動に参画できるように、地域の実情に応じた支援を行います。

(2) どんな活動をするのですか

共生の地域づくりをすすめる活動として、人と人との出会いやつながりをもとにして、支援を必要とする人とともに、次のような身近な取り組みから始めてみるものが考えられます。

- | | |
|-----------------|----------------------|
| ①「花とどけボランティア」 | 一輪挿しの花を、継続的に届ける。 |
| ②「草取りボランティア」 | 見守り訪問や世間話のついでにできること。 |
| ③「簡単修理ボランティア」 | ねじ回しと金づち程度でできる簡単な修理。 |
| ④「大型ゴミ出しボランティア」 | ひとり暮らしで片付けや仕分けの手伝い。 |

⑤「ゴミ出しボランティア」 登校前、出勤前のついでにできること。

⑥「困りごと相談ボランティア」 専門家や専門サービスの紹介や付き添い。

また、これまで、地域で取り組まれているボランティア活動、たとえば、登下校時の児童へのあいさつ運動や見守り活動など、地域の実情に応じた身近な活動の開発や積み重ね、そして、その継続に向けた協力者の広がりが地域づくりの原動力となります。

(3) どんな方法で活動を知らせますか

活動の周知については、校区福祉委員会や自治会などの活動の担い手が、案内らしを各戸のポストに入れたり、訪問活動などを通じて参加呼びかけを行います。また、各圏域の地域包括支援センターなど関係機関と連携して、情報提供を行い、利用につなげていくことも考えられます。

(4) 活動の担い手となる人へのサポートは

共生の地域づくりの担い手となる人には、地域福祉活動について一緒に考え学ぶ合う場をつくる必要があります。

社会福祉協議会は、地域づくりについて話し合う場、福祉・保健制度や対人援助技術やコミュニケーションやリーダーシップなどについて学ぶ場や活動事例の交流する場など、地域の実情に応じて企画される場づくりを支援します。

2. 小さな出会いの場を多様に設定

共生の地域づくりをすすめるためには、身近な地域で市民同士が出会い、交流する場所が必要です。

社会福祉協議会は、行政と連携を図り、各地域において、集会所や学校の余裕教室などの施設の活用や新しい場所の開発などによって、日常的に身近で小さな出会いの場を増やしていく取り組みを支援していきます。

3. 発見と誘いかけの仕組みづくり

地域の中で生活課題を抱え孤立していると、問題が複雑化、深刻化し、解決に向けた対応が難しくなります。

このような状況に対応するには、近隣の人たちとつながりのない人や福祉ニーズをもつ人を早期に発見し、相談の場への誘いかけや必要なサービスへつなぐなど、課題を抱えたまま孤立することなく、必要な支援につなぐ仕組みをつくることが重要とな

ります。

たとえば、近隣に友達のいない子育て中の親に「子育てサロン」へ誘いかけを行うことや、近隣と交流の少ない高齢者に「高齢者サロン」への誘いかけを行うことなど、各地域において日常生活を通じて、市民一人ひとりがもっている地域の情報を活用して、ニーズを持った人を支援につなげる連絡体制のしくみをつくるのが大切です。

また、各地域では、民生委員・児童委員*が身近な相談者として活動し、市内には、いきいきネット相談支援センター*、地域包括支援センター*、障害者相談支援センター*、ファミリーポートひらかたやサプリ村野子育て支援広場などの子育て支援施設が設置され、それぞれに配置された専門職がさまざまな相談に応じています。

社会福祉協議会は、だれもが孤立しないように困った時に相談でき支援につなぐ仕組みづくりに向けて、市民と各相談機関や専門職との連絡調整に取り組みます。

* 民生委員・児童委員（☞用語解説 P38参照）

* 地域包括支援センター（☞用語解説 P39参照）

* 障害者相談支援センター（☞用語解説 P40参照）

4. 共生の地域づくりに幅広く多くの市民が参加できるしくみづくり

(1) 障害のある人の地域づくりへの参加をすすめます

共生の地域づくりについて、障害のある人と話し合う機会をつくり、それぞれの人が持っている情報や地域づくりへの考えを共有することが大切です。

たとえば、地域の歩道や施設のバリアフリー化の点検活動など、身近な地域で気軽に参加できる取り組みや日常的に交流できる場づくりについて、一緒に企画し具体化を図ります。

(2) 子育て中の親子の地域づくりへの参加をすすめます

安心して子育てができるまちづくりをすすめることが重要です。

地域の集会所などで開催される子育てサロンは、乳幼児を育てる親の出会いの場、さまざまな情報を共有しお互いを励ましあえる場、育児の悩みや不安について相談し問題解決につなぐことができる場になります。

さらに、各地域で実施される子育て支援活動を通じて出会った親同士がつながり、自主的なサークル活動が展開できるような安心して子育てができる地域づくりをめざします。

(3) 若い人たちの地域づくりへの参加をすすめます

地域づくりをすすめる上で、子どもたちの参加も大切です。小さい頃から地域の活動に参加することは、自分たちの地域について考え、行動するきっかけになります。

たとえば、小学生とその家族が参加できる地域行事を企画したり、中学生・高校生が自分たちの地域づくりについて話し合ったり、情報交換する場づくりをすすめます。また、高校生・大学生を対象に「地域のバリアフリー調査」や「多世代の交流会」など地域の福祉活動への企画や運営への参加協力を募るなどの取り組みをすすめます。

(4) 会社勤めの市民などを対象とした「地域デビュー」の企画づくりをすすめます

会社勤めなどで、地域の活動に参加する機会のない市民などを対象に、各校区において、校区福祉委員会や校区コミュニティ協議会と連携し、「地域活動デビュー」の取り組みを企画し、活動への誘いかけを行います。

たとえば、趣味や特技を生かした地域活動を企画したり、地域活動のホームページの作成や広報紙づくりなど、技術をもった市民にボランティア活動への参加協力の呼びかけを通じて、地域福祉活動への参加のきっかけづくりを行います。

5. 「地縁型」と「テーマ型」の市民活動をつなぐ

市民は地域で自治会を中心とした「地縁型」の組織や活動に参加しています。

また、職域や学域などのサークル、各種のボランティアグループや当事者組織、NPO団体などの「テーマ型」の活動に参加している人も多くいます。

共生の地域づくりをすすめるには、「地縁型」の組織や活動を中心としながらも、「テーマ型」の組織や活動と交流することによって、地域で暮らすさまざまな立場の人の情報や声が共有できます。そのつながりを活かして、より多くの市民の参加を得ることができ、新しい地域福祉のニーズの発見やその課題解決に向けた取り組みの開発などが期待できます。

たとえば、校区福祉委員会や自治会とテーマ型ボランティア活動やNPO団体等との交流や、生涯学習市民センターや総合福祉センターなどの市民活動とのつながりをつくるなどの取り組みをすすめます。

6. 各校区の自主防災会が取り組む災害時の避難支援活動等との連携

各校区では、校区コミュニティ協議会を母体に組織された自主防災会が、災害を想定した防災訓練など自主防災活動に取り組んでいます。

共生の地域づくりにおいて取り組まれる日常的な見守り・支え合いの活動を通じて育まれたつながりは、万が一の災害が発生したとき、直後の自主防災会を中心とした安否確認や避難支援活動に大きな力を発揮することになります。そのためには、災害

時に備えた日頃の情報交流などの連携も大切です。

また、ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯、障害のある人など、災害時に避難支援が必要となる市民には、枚方市が実施している手上げ方式の要援護者登録と避難支援者を設定する「災害時要援護者避難支援事業*」（社会福祉協議会受託）について情報提供を行うとともに、避難支援者の確保に取り組みます。

*災害時要援護者避難支援事業（☞用語解説 P38参照）

7. 小地域での福祉・教育等の専門家による出前講座や相談等の活用

市民が地域で安心して暮らすには、いざというときに困ることのないように、生活に必要なさまざまな情報を得ることが必要です。

そのためには、身近に集まることができる小集会などに、社会福祉協議会の職員や地域包括支援センターの専門職を招き、相談や情報提供の場を設けたり、枚方市の「職員による出前講座」開催など、身近な地域において学習の場や相談の機会を豊富に設定していくことが重要です。

また、この場は、関係機関や関係者にとって、市民のニーズ把握、サービスの課題などが把握できるため、その後の支援の改善やネットワークづくりに活かすことができます。

8. 市民と企業との連携

地域において活動する企業が、共生の地域づくりをすすめる主体として地域福祉活動に参加するために、地域と企業などの産業分野の組織・団体が、地域福祉の課題を共に考え協同していく場（プラットフォーム）づくりに取り組みます。

今後、企業や商店、あるいはコミュニティ・ビジネスの事業体などが、各地域の共生の地域づくりに参加できるようつながりをつくるために、行政の関係課や商工会議所、ひらかたNPOセンターなどと連携を進めます。

9. 市民参画による情報発信

福祉サービスなどの情報については、その多くを行政情報に依存しています。

しかし、地域福祉に関する真の情報をもち、発信できるのは、その地域で暮らす市民一人ひとりです。そして、市民が自らの課題解決に向けて必要な情報を集め、発信することが重要です。

たとえば、各校区で発行されている広報紙を活用して、地域内で活動する市民や、

活動に協力するお店の紹介などを通じて、より多くの市民が紙面に登場することで地域参加の実感を高めることができます。また、地域に住む学生などの協力により、共生の地域づくりについての活動情報を発信するホームページやブログを立ち上げることも考えられます。このような取り組みを通じて、より多くの市民が情報の発信者、情報づくりの担い手として地域福祉活動に参画できるような取り組みをすすめます。

10. 市民のニーズを汲み上げ行政に反映

各地域で行う懇談会やサロンなどを通じて、福祉サービスなどについての課題や要望を把握した場合、校区コミュニティ協議会や校区福祉委員会、民生委員・児童委員や各種相談機関と連携し、市民の支え合いによる問題解決を図るとともに、必要に応じて行政に提言を行うなどの取り組みをすすめます。

あわせて、福祉オンブズパーソン制度*や各施設の苦情解決制度の紹介やつなぎを行います。

*福祉オンブズパーソン制度（☞用語解説 P38参照）



〔Ⅱ〕社会福祉協議会の取り組みについて

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図る団体として、社会福祉法の趣旨に基づき、地域福祉にかかわる市民、関係機関・施設・団体などと連携し、市民を主体として、多くの市民の参画・協力による地域福祉活動をすすめています。

今日、社会の変容により、地域では福祉ニーズが多様化し、福祉サービスの提供だけでは問題が解決しない人や地域とのつながりが希薄になり孤立する人が増加しています。

このような状況のなか、本計画の目標である「共生の地域づくり」を実現するために社会福祉協議会は、これまで地域福祉活動に参画・協力してきた市民、関係機関・団体と培ってきた協同関係を基盤として、各地域において、よりきめ細かな活動の推進を図ります。さらに、そのために、福祉の分野に限ることなく、より多くの市民、関係機関・団体の活動への参加・協力やネットワークづくりを進めます。

1. 地域における活動推進

(1) 地域への支援を行います

各地域において、社会福祉協議会の職員（コミュニティワーカー）は、共生の地域づくりの活動推進やその体制づくりについての情報提供やコーディネートなどの支援を行います。

校区単位では、地域で支援を必要とする人たちが安心して生活できるように、校区福祉委員会が取り組んでいる「小地域ネットワーク活動」の推進や「校区ふくしのまちづくり計画」の策定及び計画の推進を支援します。

また、ボランティアセンターや生涯学習市民センター、福祉施設や地域包括支援センターなどと連携して、広域な範囲や校区・自治会・グループ単位の講座や研修会の開催など学びの場づくりや活動の担い手づくりの支援を行います。

さらに、地縁型組織とテーマ型組織や学校との連携を図り、市民同士のつながりづくりを支援します。

(2) 個人への支援と地域への働きかけを行います

だれもが困ったときに、身近で気軽に相談できるような場所があれば、地域の中で孤立する人が少なくなります。

いきいきネット相談支援センター*に配置されている社会福祉協議会職員（コミュニティソーシャルワーカー*）が、地域の集会所など地域の拠点となる所へ出向いて市民の相談に対応する出前の「何でも相談」を行うなどの取り組みを通じて、市民がより身近なところで相談が受けられる体制づくりをめざします。

また、高齢者・障害のある人、子育てや家族関係の不安や悩みをもつ人などの中で、地域で孤立し見守りが必要な人を支援するため、市民と専門機関や地域包括支援センター・障害者相談支援センターなどの相談窓口との連携を強化し、地域における複合的課題への対応や潜在化するニーズの発見、見守り・支え合いのネットワークの構築を図ります。

*いきいきネット相談支援センター（☞用語解説 P39参照）

*コミュニティソーシャルワーカー（☞用語解説 P37参照）

2. ボランティアセンターの取り組み

社会福祉協議会は、昭和60（1985）年11月に枚方市ボランティアセンターを設置し、市民のボランティア活動を支援する拠点として運営を行ってきました。

現在、社会福祉協議会は、ラポールひらかたのボランティアセンターにボランティアコーディネーター（職員）とボランティア活動経験のあるボランティアアドバイザー（市民）を配置し、人と人とのつながり、ボランティア活動の情報などを活用し、共生の地域づくりの推進に向け、以下の取り組みを行います。

（1）新たなニーズをキャッチし、地域課題として提起します

ボランティアセンターには、日々、支援を求める市民からの個別相談や関係機関・団体を経由した間接的な相談があり、コーディネート（つながりづくり・連絡調整・働きかけ）をしています。

個々の相談内容から、地域の課題や制度・施策の課題とその傾向、潜在化した新しいニーズなどが見えてきます。これらの情報を整理し発信するために、地域福祉推進部門や団体・市民個人との連携を強化し、地域社会の課題として共有することで、新たな活動の推進に向けた連携を図ります。

（2）新たな課題に先駆的に取り組みます

日常的な相談の中で明らかになる新しい課題については、その解決に向けて先駆的な活動の組み立てを支援します。

具体的には、テーマ型ボランティアスクール開催など活動プログラムの開発やNPO*を含むボランティア活動者や組織への支援及び組織化支援（人材育成・紹介、活動資金の調達支援）などに取り組みます。

*NPO（☞用語解説 P38参照）

（3）継続的なボランティア活動への日常的な支援を行います

ボランティアセンターにおいて、気軽な情報交換と相談ができる体制を継続し、

ボランティア・市民活動への日常的なきめ細かい支援を行います。

また、組織的活動に対しては、助成事業の紹介や活動の企画・実施など、マネジメントの支援を行います。

(4) 新たな活動組織と地縁型組織や専門（テーマ型）組織をつなぎます

ボランティアセンターに寄せられるさまざまな相談や活動のコーディネート機能をより活性化させ、既存の地縁型組織やテーマ型組織とNPO団体などの新たな活動組織をつなぎ、活動範囲を広げるなど新しい活動展開をつくります。

(5) 出会い、学び、協同を生み出す取り組みを行います

共生の地域づくりへの市民参加をすすめるには、市民がボランティア活動と出会い、学ぶ機会をつくることが重要です。特に、若年層やシニア層の参加が課題となっています。ボランティアセンターで実施するボランティアサロンなどを通じて、若年層やシニア層にターゲットを絞った取り組みを企画・実施します。

また、ボランティアセンターは、市内の他のボランティアセンターや市民活動支援センターと連携し、情報の収集と発信・提供を通じて、企業や市民活動と幅広い活動の協同をすすめるとともに、より多くの市民がボランティア活動に参加できる拠点をめざします。

(6) 共生の文化と人づくりのための基盤整備をすすめます

さまざまな分野で活動を展開する市民やグループが、「共生」をテーマに交流し学びあう機会をつくります。また、このボランティア・市民活動の交流を通じて、「共生」の文化を啓発する担い手をつくる基盤整備をすすめます。

(7) 社会福祉協議会のネットワークを活かして広域支援を行います

各市町村に設置された社会福祉協議会の広域的な連携を活用し、さまざまな市民活動や人材情報の共有を通じて、近隣市域を含めた広域的なボランティア活動の支援の実現をめざします。特に、隣接市及び河北地域のボランティアセンターのネットワークを活かし、共通課題の解決や緊急対応の必要な事例の連携、災害時の支援協力など広域的な支援のネットワークづくりに取り組みます。

(8) 多様な関係機関、団体と協同して総合的な支援体制をつくります

ボランティアセンターは、ボランティア活動を通じて、多様な機関や団体と連携を行っています。この特性を活かして、各機関と団体などの活動の協同をすすめることにより、総合的なボランティア・市民活動の支援に取り組みます。

3. 地域包括支援センター及び障害者相談支援センターとの連携

枚方市内には、13圏域に地域包括支援センターが設置（内、第1・第2圏域を社会福祉協議会が担当）され、地域で暮らす高齢者の介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から総合的な支援を行っています。また、障害者相談支援センターが6カ所設置（内、1カ所を社会福祉協議会が運営）され、障害のある人やその家族からの相談や情報提供、自立生活のサポートなどを行っています。

社会福祉協議会が地域において、共生の地域づくりの支援をすすめるには、個別の支援から地域福祉活動の支援まで、課題によってさまざまな解決方法を考えていかなければなりません。そのために、コミュニティソーシャルワーカー（社会福祉協議会職員）は、各地域にある地域包括支援センターや障害者相談支援センターと日常的な連携を図り、共生の地域づくりを支援していきます。

今日、親元を離れて地域で生活する障害のある人が増加している中、地域の人たちに障害のある人の理解を広げることがより重要となっています。コミュニティソーシャルワーカーは、障害者相談支援センターや大阪府身体障害者相談員*、大阪府知的障害者相談員*、民生委員・児童委員などとの連携を図り、地域での自立生活に向けた相談支援に取り組むなど、障害のある人を支える地域の土壌づくりをすすめます。

*大阪府身体障害者相談員（☞用語解説 P40参照）

*大阪府知的障害者相談員（☞用語解説 P40参照）

4. 支援を必要とする市民への取り組み

地域の人たちや活動を支援する社会福祉協議会の職員は、校区福祉委員会や民生委員・児童委員などの活動と連携し、支援を必要とする高齢者や障害のある人やその家族、親亡き後の問題を抱えた人、乳幼児の子育て中の親、ひきこもりなどで地域から孤立している人など、福祉課題を抱えた市民の福祉ニーズを把握し、生活の場を中心として、課題解決に向けた福祉サービスの利用支援や支援者とのつながりづくりを行います。

各地域において、支援を必要とする市民の暮らしを支えるネットワークづくりをすすめるため、ひとり暮らし老人会や福祉団体、障害者事業所等のネットワーク組織と各地域の自治会や校区福祉委員会などとの連携を図り、情報交流や活動交流に取り組みます。

また、地域での暮らしや福祉サービスの利用などについて、一人ひとりの権利が侵害されることなく保障され、差別や虐待のない、人権が尊重される地域づくりをすすめるための啓発や学習の場づくりに取り組みます。

5. 福祉施設・事業所等との連携

社会福祉協議会は、福祉施設や福祉事業所と懇談会の開催などを通じて、地域の福祉課題を共有し、地域にある社会資源として、各地域のニーズに応じた技術提供や活動への協力の橋渡しなどを行い、福祉施設や事業所の地域づくりへの参画を促進します。

(1) 相談窓口、地域の学びの場、体験の場づくりをめざします

福祉施設や福祉事業所は、専門職を配置し福祉サービスの提供等を行っています。たとえば、高齢者福祉施設の場合、高齢者ケアマネジメントや高齢者虐待・認知症ケアなどへの対応を行っており、このような専門性を活かして、地域に向けた相談窓口の開設や介護の体験や学習の場の提供、地域が開催する講座や研修会等への専門職の派遣などが考えられます。

このように、地域にある福祉施設や事業所がそれぞれの専門性や技術を市民や共生の地域づくりの活動に提供できる場づくりをすすめます。

6. 企業・労働組合等との連携

ワーキングプア*や失業による貧困、また、職場でのストレスや仕事と生活の両立が取りにくいことなどが新たな社会問題となり、福祉課題を生み出す要因として、考えられます。

社会福祉協議会は、このような新たな地域福祉の課題について、企業や労働組合などとの情報交流を通じて、地域における課題や地域づくりの活動状況についての情報を共有する取り組みを行います。そして、企業や労働組合が、各地域で取り組まれる共生の地域づくりへ参加・協力する環境づくりを行います。

*ワーキングプア（☞用語解説 P38参照）

7. 地域福祉活動の推進体制の強化

(1) 社会福祉協議会住民会員制度

社会福祉協議会は、多くの市民の協力を得て地域福祉の推進を図ることを目的に毎年7月に住民会員の募集に取り組んでいます。多くの市民のみなさんが住民会員及び法人賛助会員となり提供していただいた会費は、地域福祉活動推進の原資として、大きな支えとなっています。

だれもが孤立することのない市民同士の支え合いによる共生の地域づくりをすすめるうえで、住民会員の会費が地域福祉活動の貴重な財源であることを広く市民に

アピールし、住民会員への市民の加入促進を図り、地域福祉活動の財源確保の強化に努めます。

(2) 社会福祉協議会組織会員制度

社会福祉協議会は、組織会員制度に基づき組織し運営を行っています。市内の各種市民団体、当事者団体、福祉施設・団体、保健・福祉・医療関係機関団体、事業所、労働組合など、さまざまな立場の関係機関・団体が組織会員として加入し、理事・評議員、各事業の運営委員として地域福祉活動の推進に参画しています。（平成22年3月末日現在164団体）。

本計画を推進するために、それぞれの計画項目に関連する組織会員との連携が重要であり、活動の参加・協力を図ります。

また、組織会員との連携を通じて、さらに、地域で活動する各種団体・事業所等に対して、社会福祉協議会がすすめる地域福祉活動への参加・協力を促進します。

(3) 社会福祉協議会職員の資質向上

地域福祉活動計画を推進するために、各地域における活動支援や各関係機関や団体等との連携を図る社会福祉協議会の職員の役割は重要です。

大阪府社会福祉協議会職員研修センターが実施する研修や枚方市の実施する職員研修への参加、自主研修の実施など、職員研修体制の強化を図り、社会福祉協議会職員のスキルアップを行います。

さらに、関係機関・団体等とのさまざまなネットワークを活かした情報収集や事例研究などに積極的に取り組み、ニーズをもつ市民への個別支援や地域づくりをすすめる組織・団体への活動支援などが効果的・効率的に提供できるように努めます。



〔Ⅲ〕 校区福祉委員会の取り組みについて

社会福祉協議会では、地域の福祉課題やニーズを把握し、その解決に向けたさまざまな活動を小地域単位で推進することを目的に、地域の各種団体に呼びかけて、昭和45（1970）年から小学校区単位で校区福祉委員会の設置促進に取り組み、平成14（2002）年までに全45小学校区に設置されました。

校区福祉委員会は、社会福祉協議会と連携し、各校区の地域福祉活動の推進組織として、「小地域ネットワーク活動」を中心とした「ふくしのまちづくり」を展開しています。

1. 「校区ふくしのまちづくり計画」の継続・発展

校区福祉委員会は、平成16年度から平成19年度までの4カ年にわたり、「校区ふくしのまちづくり計画」を策定し、地域の中で福祉課題を抱えている人たちの支援など、市民相互の協同により、地域において市民が安心して暮らせるまちづくりを進めています。

平成16年度に、「校区ふくしのまちづくり計画」を策定した12の校区福祉委員会は、平成21年度に5カ年の計画期間の最終年度を迎えました。各校区では、計画の推進状況の振り返りを行うとともに、住民アンケートや懇談会等を通じて、各地域の福祉活動の現状や新たな福祉課題を明らかにし、これまで積み上げてきた活動の成果を活かした「第2次校区ふくしのまちづくり計画」の策定に取り組みました。

今後、計画の5カ年目を迎える校区は、随時、各校区の計画の進捗状況の振り返りを行いながら、新たな計画づくりに取り組んでいきます。

2. 小地域ネットワーク活動の推進

小地域ネットワーク活動は、平成10年度より、大阪府の事業として開始されました。この活動は、校区福祉委員会が中心となり、地域で支援を必要とする高齢者や障害のある人、子育て中の親子など、だれもが孤立することなく、安心して生活できるように、各地域において市民のつながりによる支え合いを通じて、住みよいまちづくりを推進するものです。

今後も校区福祉委員会は、地域の人たちがだれでも集える常設サロンやふれあいきいきサロン、子育てサロンの実施等を通じて、だれも孤立することのないように人と人とのつながりをつくり、高齢者や障害のある人の見守り訪問などの支援活動を行います。また、新たな福祉情報や福祉課題について、市民が共有できるように啓発活動を行うなど、地域性を活かした小地域ネットワーク活動を展開していきます。

3. 校区福祉委員会の基盤強化

共生の地域づくりをすすめるうえで、市民相互の支え合いによって展開する小地域ネットワーク活動の取り組みはますます重要です。そして、この活動の推進役である校区福祉委員会の活動推進体制の強化も重要となります。

市全域の45校区福祉委員会で構成される校区福祉委員会協議会では、市域の4つのエリアごとに開催している会議や研修会の充実を図り、校区相互の情報交換や活動交流に取り組み、校区福祉委員会活動の活性化をすすめています。

社会福祉協議会は、校区福祉委員会がこれまで積み上げてきた地域福祉活動の実践の成果を土台として、地域の中で掘り起こされ顕在化した福祉課題や多様化する市民のニーズに対応する活動の推進に向けて、より多くの市民の参加協力を図るなどの活動体制の強化を支援していきます。



V 計画の点検、評価方法

計画推進の目的を踏まえて、計画の進捗状況を定期的に点検・評価します。

「計画策定時と比べてどうだろうか」「すすんだところはどこだろうか」「すすんでいないのはなぜだろうか」など、定期的に点検・評価を行います。

計画づくり以上に、計画推進のプロセスにおいて、この話し合いが一番大切なことです。その内容について、ホームページ等を用いて市民に公表し、幅広く意見を聴取する取り組みを行います。

これらの結果をもとに計画の見直しを行い、その後の活動推進に活用していきます。

1. 円卓会議の継続と発展

第3次計画において「ふくしのまちづくり円卓会議」を設置し、計画の進行管理を行ってきました。第4次計画においても、円卓会議形式の場を設置し、さまざまな立場の市民の参加による計画の進行管理を行います。

また、定期的に計画の進行状況についてまとめを行い、その内容を公表し、市民フォーラムや市民懇談会などの取り組みを通じて、幅広い世代、さまざまな立場の市民の皆さんからの意見を聴取し、活動推進や計画の見直しに反映させていきます。

2. 計画の点検・評価

策定された計画を「実行」する過程で、定期的に各計画項目の進捗状況や実施結果について「点検・評価」を行います。

次に、その結果をもとに検討を加え、計画項目とその内容について「見直し・修正・改善」を行い、その後の活動推進や計画の策定に反映をさせます。

このような、一連のプロセスを円卓会議形式の組織を中心にすすめて、さらなる活動の発展を図ります。

参 考 资 料

社会福祉法人枚方市社会福祉協議会

第4次枚方市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」をめざし、枚方市の「地域福祉」をより一層推進するため、枚方市社会福祉協議会の第4次「地域福祉活動計画」の策定を目的に、第4次地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員の構成)

第2条 委員会は、次に掲げる者の中から、枚方市社会福祉協議会長が委嘱した者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- | | |
|---------------------|----|
| 1. 枚方市社会福祉協議会理事 | 2名 |
| 2. 学識経験者 | 2名 |
| 3. 枚方市校区福祉委員会協議会 | 1名 |
| 4. 枚方市コミュニティ連絡協議会 | 1名 |
| 5. 枚方市民生委員児童委員協議会 | 1名 |
| 6. 枚方市ボランティアグループ連絡会 | 1名 |
| 7. 枚方市福祉団体連絡会 | 1名 |
| 8. 枚方市（福祉部・健康部） | 2名 |

(委員長および副委員長)

第3条 委員会に委員長および副委員長各1名を置く。

2. 委員長・副委員長は、委員の互選によるものとする。
3. 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。
4. 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年以内とする。ただし再任は妨げない。

2. 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(作業委員会)

第5条 委員会は必要に応じて、作業委員会を置くことができる。

(関係者の出席要求)

第6条 委員会が特に必要と認めるときは、関係者の出席を求め、説明および意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、地域福祉課が担当する。

(補則)

第8条 本要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会にはかって定める。

附 則 この要綱は、平成21年4月1日より施行する。

第4次 枚方市地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿

任期 平成21年4月1日～平成22年3月31日

氏名	所属	役職
丹下 悠美子	枚方市社会福祉協議会理事	
加藤 博史	枚方市社会福祉協議会理事	作業委員長
小國 英夫	関西福祉大学大学院 教授	委員長
所 めぐみ	佛教大学社会福祉学部 准教授	副作業委員長
櫻井 一朗	枚方市校区福祉委員会協議会	
古谷 學	枚方市コミュニティ連絡協議会	
宮原 保子	枚方市民生委員児童委員協議会	
城 恵子	枚方市ボランティアグループ連絡会	
木村 和子	枚方市福祉団体連絡会	副委員長
木村 和子	枚方市福祉部長	
久野 邦広	枚方市理事兼健康部長	

策定委員会・作業委員会の開催状況

開催日	策定委員会	開催日	作業委員会
第1回 H21 6/1	<ul style="list-style-type: none"> ・正副委員長の選出について ・作業委員会の設置について ・第4次地域福祉活動計画策定スケジュールについて ・第3次地域福祉活動計画の経過報告 ・地域福祉と地域福祉活動計画の関係について 		
第2回 7/10	<ul style="list-style-type: none"> ・策定委員会（第1回）の報告について ・第4次地域福祉活動計画の策定目標について ・第4次地域福祉活動計画の策定方法について 	第1回 H21 7/6	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次地域福祉活動計画の策定目標について ・今後の作業について
		第2回 7/31	<ul style="list-style-type: none"> ・作業委員会（第1回）の報告について ・第4次地域福祉活動計画の柱立てについて ・第4次地域福祉活動計画の策定方法について
		第3回 8/31	<ul style="list-style-type: none"> ・作業委員会（第2回）の報告について ・第4次地域福祉活動計画の柱立てについて ・今後の作業について
第3回 9/28	<ul style="list-style-type: none"> ・策定委員会（第2回）の報告について ・第4次地域福祉活動計画の柱立てについて ・第4次地域福祉活動計画の策定方法について 		
		第4回 10/23	<ul style="list-style-type: none"> ・作業委員会（第3回）の報告について ・第4次地域福祉活動計画の柱立てについて ・今後の作業について
第4回 11/30	<ul style="list-style-type: none"> ・策定委員会（第3回）の報告について ・第4次地域福祉活動計画（素案）について 	第5回 11/16	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次地域福祉活動計画の柱立てについて ・今後の作業について
		第6回 12/25	<ul style="list-style-type: none"> ・作業委員会（第4・5回）の報告について ・第4次地域福祉活動計画（素案）について ・各団体・関係機関とのヒアリング報告 ・第2次校区ふくしのまちづくり計画策定の経過報告
第5回 1/29	<ul style="list-style-type: none"> ・策定委員会（第4回）の報告について ・第4次地域福祉活動計画（素案）について 		
		第7回 2/12	<ul style="list-style-type: none"> ・作業委員会（第6回）の報告について ・第4次地域福祉活動計画（素案）について
第6回 3/12	<ul style="list-style-type: none"> ・策定委員会（第5回）の報告について ・第4次地域福祉活動計画（案）について 		

校区住民懇談会等の開催状況 ～平成16年度策定12校区～

	開催日時	開催校区名	参加者	備考
1	平成21年5月 住民アンケート実施	香陽校区	1,365件	南エリア
2	平成21年9月25日	樟葉南校区	35人	北エリア
3	平成21年11月21日	山之上校区	36人	南エリア
4	平成21年11月23日	春日校区	30人	南エリア
5	平成21年11月27日	磯島校区	28人	中エリア
6	平成21年11月30日	明倫校区	13人	中エリア
7	平成21年12月17日	菅原東校区	36人	東エリア
8	平成22年1月16日	伊加賀校区	32人	中エリア
9	平成22年1月30日	西長尾校区	43人	東エリア
10	平成22年2月26日	藤阪校区	25人	東エリア
11	平成22年3月26日	平野校区	32人	北エリア
12	平成22年3月27日	樟葉北校区	35人	北エリア
13	平成22年3月28日	藤阪校区	45人	東エリア

第3次枚方市地域福祉活動計画の進行管理経過

年度	時期	段階	進行管理（関わり）	円卓会議
17	平成17年 7月～9月	準備段階	* 準備段階	円卓会議設置要綱の作成・承認
				委員構成・推薦依頼
	10月 ～12月	第一段階	* 体制づくり	会議設置 = 第1回円卓会議（10月） ・ 座長・副座長の選任 ・ 会議進行の予定について
				第2回円卓会議（3月） ・ 進行管理の方法について ・ 活動計画の進捗状況について
18	平成18年 1月～	第二段階	* 計画評価 ・ 進行管理の方法の 検討	第3回円卓会議(7月) ・ 活動計画の進捗状況 ・ 進行管理の方法について 第4回円卓会議（10月） ・ 進行管理について ・ 活動計画の推進に向けて、委員 の役割分担を行う
				平成18年 11月～
	平成19年 10月～	第四段階	* 項目ごとの見直し ・ 課題ごとの小委員会	

年度	時期	段階	進行管理（関わり）	円卓会議
19	平成20年 1月～	第五段階	<ul style="list-style-type: none"> * 中間ふりかえり ・ 課題ごとの小委員会報告 ・ 次期計画への課題検討・整理（発信） 	第8回円卓会議（2月） <ul style="list-style-type: none"> ・ 第3次地域福祉活動計画の中間ふりかえり ・ 枚方市地域福祉計画の進捗状況について
20	平成20年 4月～	第六段階	<ul style="list-style-type: none"> * ふりかえりと計画見直し ・ 社協行動計画の進捗状況 ・ モデル「くらわんか校区」計画と校区ふくしのまちづくり計画の関連性と進捗状況の把握 ・ プランナーへのフィードバックと連携 ・ フォーラムの開催 	第9回円卓会議（6月） <ul style="list-style-type: none"> * 総括について * 情報発信について
	平成20年 9月～	第七段階	<ul style="list-style-type: none"> * 総括 ・ 課題別進捗状況の分析 ・ 計画の見直し（課題と方向性の整理） ・ ふくしのまちづくりプランナーへのアンケート結果報告と懇談会開催 ・ 地域福祉フォーラム開催（H21.3/24） 	第10回円卓会議（10月） <ul style="list-style-type: none"> ・ 小委員会報告 ・ プランナーへのアンケート結果について ・ 円卓会議メンバーとプランナーの意見交換会について ・ フォーラム開催について
	平成21年 4月～		<ul style="list-style-type: none"> * 総括 ・ 計画の評価と分析 次期計画策定に向けて	第11回円卓会議（6月） <ul style="list-style-type: none"> ・ 総括について

【用語解説】

<協同>

「協同」は「協同組合の協同」と紹介されることが多いですが、「協同」の意味については、近代社会における個人主義を背景に、個と個が意識的に協力して、一定の社会的目的を達成しようとする関係であるといえます。

本計画においては、市民であり生活者であり当事者である私たちが、より良い暮らしと社会をつくるために、いろいろな課題について、それぞれの場と機会において、主体的、意識的に協力し合って、目的を達成しようとする関係を「協同」と表現します。

<エンパワメント (empowerment) >

エンパワメントとは、「個人や集団が、相互のつながりを通じて、自らの知識や技術を発揮し、生活や活動を自分自身でコントロールできるようになることや問題解決を行う能力をもつこと」を意味します。

<ソーシャル・インクルージョン (social inclusion) >

平成12年12月「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する報告書」において、ソーシャル・インクルージョンとは、「すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うこと」と定義されています。

<校区コミュニティ協議会>

校区コミュニティ協議会は、市内の小中学校を基本に、自治会など各種団体が互いの情報交換や連絡調整などを行う協議会組織です。大規模地震に備える災害対策、子どもの安全対策、青少年の健全育成、ごみ減量の取り組みなど、地域のさまざまな課題の解決に向けて取り組んでいます。市は、校区コミュニティ協議会を、「地域の窓口」として位置づけ、お互いが果たすべき責任と役割を明らかにしたうえで、相互に自立し対等に協力する地域のまちづくりに取り組んでいます。

<コミュニティソーシャルワーカー (Community Social Worker) >

コミュニティソーシャルワーカーは、地域において支援を必要とする高齢者や障害者、子育て家庭などを対象として、生活圏や人間関係などの環境面を重視した相談援助を行うとともに、地域を基盤とする支援活動に結びつけたり、新たなサービスを開発したり、公的制度との関係を調整するなどの見守りや課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎをすることなどを目的として、配置された地域相談員です。枚方市では、市域5カ所の「いきいきネット相談支援センター」に各1名配置されています。

<コミュニティワーカー>

コミュニティワーカーは、地域におけるさまざまな生活・福祉課題に対して、市民自らが主体的、組織的に問題解決を図るための活動をすすめる過程において、必要な情報提供や資源の調達、ネットワークの構築など地域活動の支援を行います。枚方市では、市域4エリア（北・中・南・東）に各1名ずつ社会福祉協議会職員が配置され、校区福祉委員会活動を中心とした地域福祉活動の支援を行っています。

<民生委員・児童委員>

民生委員は民生委員法で定められ、厚生労働大臣から委嘱を受けた特別職の地方公務員です。任期は3年で無給です。地域住民の立場に立って、相談や支援を行い、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりをめざして活動しています。また、児童福祉法によって、民生委員は児童委員を兼ねることとなっており、子育て家庭への相談支援や情報提供、児童虐待防止などの活動に取り組んでいます。

<災害時要援護者避難支援事業>

災害が発生したときに、自力で避難指定場所まで避難することが困難な高齢者や障害者に対し、円滑に安否の確認や避難の支援を行う事業。避難支援者設定のため登録された情報を、民生委員や地域の自主防災組織等の団体に情報を提供しています。

<福祉オンブズパーソン制度>

市から提供される福祉保健サービスについて不満や苦情がある場合、第三者機関である福祉オンブズパーソン（福祉保健サービス苦情調整委員）が公平かつ中立の立場で苦情を調整し、必要な場合は、市に対して意見表明やサービスの内容を是正するよう勧告したり、制度を改善するよう提言を行う制度です。

<NPO>

Non Profit Organizationの略で非営利組織の意。

様々な分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）において、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した団体をNPO法人（特定非営利活動法人）と呼びます。

NPO法人は、特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人です。

<ワーキングプア>

正社員並みに働いているものの、収入の水準が低く、生活を維持していくことが困難な労働者のことをいいます。

<地域包括支援センター>

地域包括支援センターは、高齢者が住みなれた地域で尊厳のあるその人らしい生活を継続することができるよう、要介護状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが包括的かつ継続的に提供されるサービス体制、すなわち地域包括ケア体制を支える中核的な機関です。

市内に13カ所設置され、高齢者の総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメントなどの業務を行っています。

<いきいきネット相談支援センター>

地域で暮らす市民を対象として、福祉や地域の情報に詳しいコミュニティソーシャルワーカー（CSW：地域相談員）が、福祉に関する悩みや困りごとなどの相談支援を行っています。枚方市内に、以下の5カ所が設置されています。

	小学校区	運営法人	所在地	上段：電話 下段：(FAX)
北部	殿一、小倉、殿二、平野、招提、 牧野、西牧野、樟葉、樟葉北、 樟葉西、樟葉南、船橋	社会福祉法人 枚方市社会 福祉協議会	南楠葉1-30-1 203 エクセレント 辻ビル2階	856-9155 (856-9155)
中部	枚方、枚二、伊加賀、明倫、 中宮、中宮北、高陵、磯島、 山田、山田東、交北	社会福祉法人 枚方市社会 福祉協議会	新町2-1-35 ラポールひらかた内	844-2443 (845-1897)
南部	桜丘、桜丘北、川越、香里、 五常、開成、山之上、春日、香陽、 東香里、蹉跎、蹉跎東、蹉跎西	社会福祉法人 枚方市社会 福祉協議会	新町2-1-35 ラポールひらかた内	844-2443 (845-1897)
東部	津田、津田南、氷室、田口山、 菅原、菅原東、長尾、西長尾、 藤阪	社会福祉法人 枚方市社会 福祉協議会	津田元町1-9-21 地域支援センター ゆい内	808-2433 (808-2423)
全域	市内全域	特定非営利 活動法人 ひらかた人権 協会	岡東町12-1-502 サンプラザ1号館5階	844-8866 (844-8799)

<障害者相談支援センター>

障害者や介護者のために、福祉サービスや福祉施設・福祉機器の利用相談、制度の紹介や情報の提供、自立生活のサポートなどの相談を行っています。

枚方市内に、以下の6カ所が設置されています。

主たる対象者	名 称	電話番号	FAX番号
身体障害者	障害者相談支援センターわらしべ	868-1301	868-3305
	パーソナルサポートひらかた	848-8825	848-7920
知的障害者	地域支援センターゆい	808-2422	808-2423
	地域生活支援センターにじ	090-8216-4911	845-1451
精神障害者	相談支援センター陽だまり	809-0015	809-0015
	ク ロ ス ロ ー ド	843-4100	843-4100

<大阪府身体障害者相談員>

身体障害者の福祉に熱意のある方が相談員になり、本人及び家族の相談を行います。相談員の連絡先などのお問い合わせは、枚方市福祉部障害福祉室まで。

【障害福祉室 電話 841-1221 FAX 841-5123】

<大阪府知的障害者相談員>

知的障害者（児）の福祉に熱意のある方が相談員になり、家庭での療育・生活等について相談に応じています。相談員の連絡先などのお問い合わせは、枚方市福祉部障害福祉室まで。

【障害福祉室 電話 841-1221 FAX 841-5123】

第4次 枚方市地域福祉活動計画
平成22(2010)年5月

発 行

社会福祉法人 枚方市社会福祉協議会

〒573-1191

枚方市新町2-1-35 ラポールひらかた内

電話 072-844-2443

FAX 072-845-1097

E-mail tiiki@hirakata-shakyo.net